

金融庁がアジア諸国との連携を深める狙いは何ですか？

金融庁 総務企画局
参事官(国際担当)

有泉 秀



金融庁は2014年4月に「アジア金融連携センター」(現在は「グローバル金融連携センター」に改組)を設置し、アジアを中心に海外新興国の金融当局との連携を深めている。連携の背景には、アジア諸国等に進出している日本の金融機関をサポートする狙いもある。(編集部)

国際的なネットワークを構築

——金融庁は近年、アジア諸国の金融当局との連携を深めています。どのような背景があるのでしょうか

わが国とアジア諸国とは、貿易・投資等を通じた経済的な結びつきが非常に強い。また、わが国にとり、地政学的な重要性も高い。こうした点を踏まえ、政府としては、アジア諸国とは、戦略的な思考に基づき、緊密な外交関係を展開したいと考えており、その中で、金融分野においても、しっかりと連携していきたいと考えている。

少子高齢化などさまざまな課題を抱える

わが国においては、国内企業がグローバルな成長を取り込み、国際展開していくことの重要性が高まっており、すでに多くの金融機関がアジア各国に進出している。例えば、保険分野でも、日本の生損保が欧米の保険会社を買収するケースが増えているが、アジア諸国の人口増加や成長力をにらんで、日本の生損保がアジアにビジネスチャンスを見出し始めている。金融庁としてはビジネスチャンスの拡大という観点からも、アジア諸国の金融当局との連携を深めることで、進出している金融機関をしっかりとサポートしていきたいと考えている。

こうした取組みは、アジア地域の金融規制や監督のレベルの向上に資するものでもあり、国際的な金融システムの発展の促進という観点からも、金融当局との連携協力を進めている(図表)。

——具体的にどのような取組みをしていますか

2014年4月に総務企画局内に開設した「アジア金融連携センター」(AFPA C)を改組するかたちで、16年4月に「グローバル金融連携センター」(GLOPAC)を設置した。

GLOPACでは、新興国の金融当局者を研究員として日本に招聘し、2〜3カ月の研修プログラムを提供している。AFPA Cのころは受入れ対象地域をアジアに限定していたが、現在では中東やアフリカ、中南米も対象地域に加えている。研修プログラムを通じて、新興国の金融インフラ整

ワンポイント・レク

〔図表〕

アジア諸国との金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）の状況

モンゴル

証券
保険

モンゴル金融規制
委員会

14年1月
署名

銀行

モンゴル中央銀行

14年6月
署名

ミャンマー

銀行

ミャンマー
中央銀行

18年1月
署名

証券
保険

ミャンマー財務省

14年1月
署名

タイ

銀行

タイ中央銀行

14年5月
署名

証券

タイ証券取引委員会

14年2月
署名

保険

タイ保険委員会

14年8月
署名

銀証保

タイ財務省

14年7月
署名

ベトナム

銀行

ベトナム国家銀行

14年6月
署名

証券

ベトナム
国家証券委員会

14年3月
署名

保険

ベトナム財政省

14年6月
署名

フィリピン

銀行

フィリピン
中央銀行

14年
12月署名

カンボジア

銀行

カンボジア
中央銀行

15年6月
署名

証券

カンボジア
証券取引委員会

インドネシア

銀行

インドネシア
金融庁

14年6月
署名

証券

保険

（注） 2018年3月時点。

備支援および海外金融当局との協力関係強化を進めている。さまざまな国の方々が研修に参加するので、お互いの国の状況や経験を共有することもできると好評を博している。

もちろん、単に日本に来てもらって数カ月の研修で終わりというわけではない。金融行政方針でも強調しているが、GLOPACで過去に受け入れた研究員（卒業生）とのネットワークを維持・強化するため、卒業生を再招聘して金融庁職員との面談や現役の研究員に向けた講義の実施、卒業生同窓会を現地で開催するなどし、研修プログラム修了後のフォローアップを実施している。

また、私が担当し

ているミャンマーの例でいうと、金融庁は以前から証券市場の活性化について支援を行っており、15年には日本取引所グループや大和証券グループ本社の協力も得て、ヤンゴン証券取引所を設立するに至った。ただ、設立後、上場企業数や取引高がなかなか増えなかったため、昨秋ごろから活性化に向けての議論を深め、今年1月に村井英樹大臣政務官にご出張していただき、ミャンマーの金融当局に「資本市場活性化支援計画」を手渡ししている。

ミャンマーでは、保険分野でも支援を強めている。昨年夏から金融庁職員1名を国際協力機構（JICA）の専門家としてミャンマーに派遣している。ミャンマーは保険業法の整備や保険商品の開発は十分ではなく、市場として持続的に成長できるまでにはもう少し時間がかかるだろう。だが、日本の保険業界の関心は高く、外資開放後を視野に入れて「現地の保険市場が健全に発展していくためのお手伝いをし、自分たちのビジネスをよりスムーズに進めていきたい」と考えている。現在、民間保険会社からもJICA専門家として職員を派遣する方向で調整が進んでいる。

長期的な視野で連携を深化

——外資開放が進むミャンマーでは、15年に外銀9行に銀行免許が交付されまし

だが、このとき3メガバンクとも交付を受けました。これも当局間の連携の成果です。

これまでの両国政府間の戦略的な関係はもちろん、ミャンマー市場のテイクオフに向けた協力的な姿勢が評価されたのではない。

参入が認められた3メガバンクのうち、ミャンマー政府から個別に「中小企業向けの信用保証制度のノウハウを教えてもらえないか」といった相談を受けて、アドバイスをしている銀行もあると承知している。また、JICAではミャンマー中銀の資金決済システムの高度化の支援もしており、日本の金融界として今後もそうしたお手伝いができればと思っている。

——海外金融当局とのネットワークを構築するにあたって、庁内の室や課との連携も大事になるのでは？

重要なポイントだ。例えばミャンマーの保険分野であれば、国際室から監督局保険課に「日本の保険市場発展の経験から、どのような優先順位をつけてミャンマーを支援していくのがいいか」といった照会をする。

また、ヤンゴン証券取引所の活性化であれば、証券課や証券取引等監視委員会と「日本では過去にどのような活性化支援策が採られていたのか」「投資家保護と市場活性化とのバランスをどのように図ってい

ばいいのか」といった議論をする。国際室だけではなく、国内の知見を活用しながら全庁的に取り組むことが肝要だと思っている。

——「日本が尽くしても見返りが乏しい」という結果にならないために何か工夫している点がありますか

個人的には、「(取組みとリターンを)あまりひも付けしすぎるのはどうか」という印象を持っている。ただし、「一生懸命に取り組んでも何の見返りが無い」というのも困るので、そこはしっかりと問題意識を持ちながら進めていく必要がある。例えば、「資本市場活性化支援計画」を手渡したのも今後のミャンマーの外資開放をにらんだものであるし、そうしたことをタイミングよく進めることで「日本からの支援を受けることや、日本の金融機関がマーケットに入ってくるのが自国の経済的利益になる」と思ってもらうことが重要だと考えている。

アジア諸国とは未永く付き合っていくことになるので、「ビジネスで短期的な利益さえ上げればいい」という話とは違う。アジア全体の将来の発展が双方の利益となることが重要であり、われわれがそのような視点で支援に取り組んでいることはアジア諸国にとって一つの安心材料になるのではない。

——協力関係の強化に向けて、これから

力を入れていく国は

最近力を入れていく国の一つが、中国だ。昨年5月に横浜で開催された「第6回日中財務対話」では日中両国が金融協力を強化することで合意し、昨年12月には越智隆雄内閣府副大臣が北京において、財政部と日中両国の監査法人に対する監督上の協力に関する書簡を交換している。この書簡は、両国の監査法人に対する監督当局が必要な範囲内で監督上の情報交換を行うことを可能にするものだ。書簡を交換することで、日本企業の中国本土におけるパンダ債(中国本土で非居住者が発行する人民元建ての債券)発行に必要な環境を整備すると同時に、日本で起債する中国企業に投資をする投資者の保護に資することが期待される。ほかにもMOU(了解覚書)を結んだり、二国間協議をしたりという動きが出てきているので、国際部門全体でしっかりと取り組んでいきたい。

(聞き手・本誌 武下毅)

ありいずみ しげる

88年東京大学法学部卒、大蔵省入省。ハーバード・ロースクール修士課程修了。主計局企画官(社会保障予算担当)等を経て、金融庁監督局証券課長、銀行第一課長。財務省主計官、為替市場課長、国際局総務課長を経て、17年7月から現職。